

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 14 減価償却制度改正に係る会計上の取扱い

平成 23 年度税制改正において減価償却方法の見直しが行われ、平成 24 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率（1／耐用年数）を 2.5 倍した数（以下、250%定率法）から、定額法の償却率（1／耐用年数）を 2.0 倍した数（以下、200%定率法）に改正されました。

250%定率法は平成 19 年度税制改正において平成 19 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産から採用が認められました。

その際に 250%定率法をどのように採用したかによって、平成 23 年度税制改正による減価償却方法の変更、つまり 200%定率法の採用に係る監査上の取扱いが異なります。

平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産について平成 19 年度税制改正前の旧定率法（以下、旧定率法）を採用し、かつ、平成 19 年 4 月 1 日以後取得資産について 250%定率法を採用している会社については、新規取得資産について 200%定率法を採用することは、法令等の改正に伴う変更準じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱われます。

しかしながら、例えば平成 19 年度税制改正の時点で、減価償却方法の変更を行い平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産についても 250%定率法を適用している場合には、新規取得資産について 200%定率法を採用することは、法令等の改正に伴う変更準じた正当な理由による会計方針の変更には該当しないこととなります。

この場合、200%定率法を採用するには変更の適時性等を満たす合理的な変更理由が必要となることにご留意ください。

この平成 23 年度税制改正には次の特例が設けられています。

①平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、減価償却資産の償却方法として定率法を選定している法人が平成 24 年 4 月 1 日からその事業年度終了の日までの期間内に取得する減価償却資産については、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得したものとみなして、250%定率法により償却することができる。

②減価償却方法として250%定率法を適用している減価償却資産について、平成24年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、200%定率法を適用して減価償却計算することができる。

上記②の減価償却方法の変更については、監査上、法令等の改正に伴う変更に準じた正当な理由による会計方針の変更とは取り扱われません。

こちらについても、変更の適時性等を満たす合理的な変更理由が必要となりますのでご留意ください。

なお、減価償却方法の変更は会計方針の変更に該当することとなりますが、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第19項及び第20項で規定されている「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」に該当するため、遡及適用する必要はありません。

ただし、減価償却方法の変更を行った四半期会計期間以後の四半期（連結）財務諸表において、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記が必要となることにご留意ください。

上記の内容については、2012年3月に実施しました仰星グループセミナーでも、解説しております。

セミナー資料はこちら → <http://www.gyosei-grp.or.jp/k-0413-2/>

(2012/6/22号より)